

当座勘定規定（一般用）新旧対照表

新	旧
<p>第 7 条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1) ～（略）～</p> <p>(2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手<u>または当金庫所定の払戻請求書</u>を使用してください。</p> <p>第 16 条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手、<u>払戻請求書</u>または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、<u>払戻請求書</u>、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) ～（3）～（略）～</p> <p style="text-align: right;">（2025 年 3 月 3 日現在）</p>	<p>第 7 条（手形、小切手の支払）</p> <p>(1) ～（略）～</p> <p>(2) 当座勘定の払戻しの場合には、小切手（追加）を使用してください。</p> <p>第 16 条（印鑑照合等）</p> <p>(1) 手形、小切手（追加）または諸届け書類に使用された印影または署名を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、（追加）諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。</p> <p>(2) ～（3）～（略）～</p> <p style="text-align: right;">（2019 年 10 月 1 日現在）</p>